

令和2年度札幌市教員長期社会体験研修実施要項

(目的)

第1条 今日急速な社会変化の中で学校が諸課題に対応していくためには、学校の外にも視野を広げることが必要であり、教員が学校以外の施設等での体験を積み、これを通じて得たものの見方や考え方を学校教育に還元していくことが求められている。

このため、教員の学校以外の施設等における長期社会体験研修（以下「教員長期社会体験研修」という。）を実施し、資質の向上を図ることをもって学校教育の充実に資する。

(位置付け)

第2条 教員長期社会体験研修は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に基づく研修として行うものとする。

(対象)

第3条 教員長期社会体験研修の対象者は、市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭とし、在職期間（国立、公立又は私立学校の教諭として在職した期間の通算）が2年以上15年未満の者とする。但し、休職、停職、育児休業等が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（1年未満の端数を切り捨てた年数）を在職期間から減ずるとともに、臨時的に任用された期間は在職期間に含まないものとする。

(研修期間)

第4条 教員長期社会体験研修の期間は、1年間とする。

(研修先施設等)

第5条 教員長期社会体験研修の研修先（以下「研修先施設等」という。）は、札幌市教育委員会が指定する、民間企業、社会教育施設等とする。

(研修者の決定)

第6条 教員長期社会体験研修への派遣者（以下「研修者」という。）は、応募者の中から、札幌市教育委員会教育長が決定する。

(研修者数)

第7条 研修者の数は、教育長が別に定める。

(研修内容)

第8条 教員長期社会体験研修の具体的内容は、札幌市教育委員会と研修先施設等が協議して決定する。

(経費)

第9条 研修者は、派遣期間中、出張として扱うが、研修者の居住地から研修先施設等へ通勤手当を支給することとする。

2 研修者が研修先施設等の業務の遂行のために要した旅費等の経費については、研修先施設等が負担するものとする。

(研修者のサービスの取扱い)

第10条 研修者の勤務時間は、研修先施設の関係規定を適用するものとする。

- 2 研修者の年次休暇等の承認については、研修者が研修先施設等の職員及び当該研修者の所属学校長に伝え、所属学校長が行うものとする。
- 3 病休等を取得する場合は、教育委員会の担当者、研修先施設等の職員及び所属学校長とで協議するものとする。
- 4 研修者は、研修先において知り得た秘密を、研修期間中はもとより研修終了後においても他に漏らしてはならない。

(研修期間中の災害に対する措置)

第11条 研修者が研修期間中に災害を受けた場合には、札幌市教育委員会において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところに従い措置するものとする。

(研修の報告)

第12条 研修者は研修期間終了後、別に定める様式により、研修報告書を提出するとともに、教育委員会が開催する講座等において成果を還元するものとする。

(協定の締結)

第13条 札幌市教育委員会は、必要があると認めるときは、研修先施設等と協定を締結するものとする。

(連絡協議会の設置)

第14条 教員長期社会体験研修を円滑に実施するため、連絡協議会を設置する。

- 2 連絡協議会の設置要項は別に定める。

(委 任)

第15条 この要項に定めるもののほか、教員長期社会体験研修に関して必要な事項は、札幌市教育委員会学校教育部長が別に定める。

別記第1号様式

令和2年度 教員長期社会体験研修願出書

札幌市教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

学校名

学校長名

標記の研修について、下記のとおり推薦します。

記

1 受講希望者

ふり 氏	がな 名		
校務分掌		性 別	男 ・ 女
年 齢 ^{※注}	歳	教職経験 ^{※注}	年
生年月日	昭和・平成	年	月 日

注) 年齢・教職経験は、令和2年4月1日現在で記入してください。

2 希望理由及び研修成果還元計画 (※受講希望者記入)

--

3 推薦理由 (※所属長記入)

--

※ この様式は教育センターのホームページからダウンロードできます。

令和2年度

札幌市教員長期社会体験研修 研修派遣者の募集



札幌市では、教育を取り巻く状況の急速な変化に対応するため、教員の視野を広げることを目的として、教員長期社会体験研修を実施しています。

学校以外の施設などにおける本研修を通じて得たものの見方や考え方を学校教育に還元するほか、教員の視野の拡大と社会性の向上、対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、学校と地域社会との連携を図る役割があります。

研修先企業と研修内容

社会人経験が少なくても、やる気さえあれば活躍できる業務です！

01



北海道コカ・コーラボトリング株式会社

- イベント等に関わる業務
- 顧客対応業務
- 地域貢献事業に関わる業務
- 広報業務
- 商品管理業務 等



02



株式会社アドバコム

- 子ども環境情報紙
「エコチル(スポチル・キャリチル)」発行業務
 - ・編集(取材・記事作成)業務
 - ・事務局(読者・学校連絡対応)業務
 - ・イベント企画運営業務 等
- ※能力経験次第で企画営業や
事業開発職へのステップアップも可能です。



研修期間

令和2年 4/1 ▶▶

令和3年 3/31 の1年間

研修期間が1年間なので、研修派遣先企業から多くのことを学ぶことができ、より深い研修内容が期待できます。

※代替措置として、期限付教諭を配置します。

対象者

札幌市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭
(在職期間2年以上15年未満。ただし、期限付採用の年数は含みません。)

申込要領

詳細につきましては、12月19日付札幌教研第560号「令和2年度札幌市教員長期社会体験研修について」及び教育センターホームページ内の「事業案内」教育長期社会体験研修をご覧ください。

応募締切

令和2年 1/29(水)

